

現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領の一部を改正する要領

現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領（平成24年11月30日制定）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(兼務の対象工事)</p> <p>第3条 現場代理人の兼務を認める対象工事は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。ただし、発注者が安全管理上等の理由により、兼務を認めることが適当でないと判断した場合は、兼務を認めないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 兼務に係るそれぞれの工事の請負金額が<u>4,000万円</u>（建築一式工事は<u>8,000万円</u>）未満であること。</p> <p>(4) 略</p> <p>2 同一敷地内における関連工事又は隣接する現場（50m以内）の関連工事については1件の工事とみなし、現場代理人を兼務することができるものとする。</p>	<p>(兼務の対象工事)</p> <p>第3条 現場代理人の兼務を認める対象工事は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。ただし、発注者が安全管理上等の理由により、兼務を認めることが適当でないと判断した場合は、兼務を認めないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 兼務に係るそれぞれの工事の請負金額が<u>4,500万円</u>（建築一式工事は<u>9,000万円</u>）未満であること。</p> <p>(4) 略</p> <p>2 同一敷地内における関連工事又は隣接する現場（50m以内）の関連工事については1件の工事とみなし、現場代理人を兼務することができるものとする。</p>

附 則

この要領は、令和7年2月1日から施行する。